○山形村観光協会イメージキャラクター「やまっち」使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、山形村をアピールし、地域振興を図るために作成した山形村観光協会イメージキャラクター「やまっち」(以下「やまっち」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(「やまっち」の仕様)

第2条「やまっち」の仕様を別に定める。

(「やまっち」に関する権限)

第3条「やまっち」に関する著作権、その他の一切の権限は、山形村観光協会に属する。

(使用の申し込み)

第4条 「やまっち」を使用しようとする者は、10 日前までに山形村イメージキャラクター「やまっち」使用承認申請書を山形村観光協会会長(以下「会長」という。)に提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が業務上使用する場合
- (2) 報道機関が行政に係る報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、使用の申し込みにあたって申請の手続きを要しないと会長が認めた場合
- 2 「やまっち」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しない。
- (1) デザインを変形して使用し、信用・品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 公序良俗に反する使用を行うと認められる場合
- (4) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用すると認められる場合
- (5) 政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (6) その他、会長が「やまっち」の使用について不適当と認められる場合
- 3 会長は、申請内容が地域振興に寄与すると認めた場合は、山形村観光協会イメージ キャラクター「やまっち」使用承認書(以下「承認書」という。)を交付するものとす る。

(使用上の遵守事項)

第5条 「やまっち」を使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければなら

ない。

- (1) 承認書に記載した目的、方法のみで使用すること。
- (2) 「やまっち」を使用する際は、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (3) 「やまっち」の使用にあたっては、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに 会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その 写真等、仕様の内容が確認できるものをもって代えることができる。
- (4) 商標登録等の出願を行うことは認めない。

(承認内容の変更)

- 第6条 「やまっち」を使用する者が、承認書の内容について変更しようとする場合は、 あらかじめ山形村イメージキャラクター「やまっち」使用変更申請書(以下「変更申請 書」という。)を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、山形村イメージキャラクター「やまっち」使用変更承認書(以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

(承認の取り消し等)

第7条 会長は、「やまっち」を使用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を中止させ、もしくは使用承認を取り消し、その者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 「やまっち」を使用する者が、この規定に違反した場合
- (2) 「やまっち」を使用する者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他「やまっち」の使用継続が不適当であると認められた場合
- 2 会長は、「やまっち」を使用する者に、「やまっち」の使用状況等について報告させ、 又は調査することができるものとする。

(使用料)

第8条 「やまっち」の使用料は無料とする。ただし、商品化等、営利目的で使用する場合は、有料とすることができる。

(損失補償等の責任)

第9条 山形村観光協会は、「やまっち」の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この規定に定めるもののほか、「やまっち」の使用について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規定は平成23年4月1日より施行する。
- この規定は平成25年7月10日より施行する。